

市県民税の申告が始まります

市では、下記のとおり申告を受け付けます。

申告を忘れてしまうと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

受付会場

市役所 1階ロビー 特設会場

受付期間

2月16日(水)～3月15日(火) (土日・祝日を除く)

※受付時間等と日程は17ページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力ください

- 受付会場に入場する前に検温をお願いします。37.5度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りします。
- ※事前にご自宅で検温していただき、発熱等の症状がある場合はご遠慮ください。
- マスクの着用をお願いします。マスクを着用していただけない場合は、入場をお断りします。



- 申告会場に入場できる人数を制限します。受付で申告書類の確認が終わりましたら、申告時間まではお車などでお待ちください。申告時間が近くなりましたら電話でお知らせします。
- ※下記の二次元コードを読み込むと、順番確認サイトにアクセスでき、申告呼び出し状況をリアルタイムでご確認いただけます(市ホームページ内の専用サイトからもアクセスできます)。



申告呼び出し番号が **青**の方 **白**の方

※青と白は申告内容によって受付で職員が振り分けます。

申告受付に必要なもの

- 申告者のマイナンバーと本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)
- 前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など)
- 各種控除を受けるために必要な書類
- 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の支払金額を証明するもの
- 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- その他の各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など(医療費の場合は「医療費控除の明細書」を作成)
- 銀行などの本人名義の預貯金口座(還付を受ける場合に必要です)

注意事項

- 収支内訳書は、帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成していない方は、作成をしていただいてからの受付となります。
- 医療費控除は、「医療費控除の明細書」を作成してください(入手・作成方法については国税庁のホームページ等をご覧ください)。
- 例年、書類を持たずに来場する方が見受けられます。必要な書類がないと申告受付ができませんので、書類がそろっていることを事前に確認してからお越しください。

市の会場で受付できない申告

次の申告は、市の会場では受付できません。栃木税務署の確定申告会場(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。

- 退職所得の申告
- 譲渡所得(株式・土地など)の申告
- 青色申告
- 先物取引(FX含む)の申告
- 申告分離課税の配当所得の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)の申告
- リフォーム等各種住宅関係の申告
- 雑損控除の申告
- 過年度分の申告
- 贈与税の申告
- 消費税の申告 など

